

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成27年1月27日 午後 1時30分 開会 午後 3時45分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長 (三澤龍夫委員欠席)
4 傍聴議員	坂田よう子議員 高橋富美子議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、 二挺木政策総務部長、森田政策課長 齋藤政策課副課長兼政策係長、小林政策課主査 仲手川産業環境部長、岩崎産業観光課長 宮崎産業観光課副課長兼観光推進係長 二挺木都市建設部長、笹山建設課長、竹内建設課用地担当主幹兼 副課長、露木建設課副技幹道路整備係長、石渡建設課主任技師
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町部等設置条例の一部改正について (2) 特定地域再生計画策定業務について (3) 鳴立庵の設置、管理等に関する条例の改正について (4) 幹線21号線転倒事故について (5) 幹線27号線草刈り作業中の事故について (6) 幹線27号線整備事業について (7) その他
8 その他	一般傍聴者 1名

(1) 大磯町部等設置条例の一部改正について

大磯町部等設置条例の一部改正について、担当課（政策課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

昨年12月12日開催の議員全員協議会で説明した内容の変更点を中心に説明する。

改正経過・理由は、前回全協の説明内容と変更点は特にない。

改正内容は、①子育て部門の所管を教育委員会から町長部局への変更、②環境美化センターを1課1センターに再編、③危機管理対策室を政策総務部内に統合で、前回の説明から変更はない。

部等設置条例の一部改正承認後、議会委員会条例の一部改正を行う必要がある。

◎主な質疑

問. 子育て部門を教育委員会から町長部局へ変更するが、人数はそのままか。

答. 教育委員会教育部の子育て支援課の業務を、町民福祉部で引き継ぐ。

問. 学校教育法に基づいた幼稚園教育を、町長部局できちんと責任を持ってできるのか。

答. 教育委員会の規則で、大磯町長への補助執行を行う業務を定める。

問. 幼稚園教育が町長部局に移ることに対して、教育委員から意見はないか。

答. 教育委員会の権限に属する業務を、町長部局の職員が補助執行する。教育委員会が持つ権限等は、従来どおり教育委員会に諮って進める。

問. 母子保健は子育て支援課に入ってくるのか。

答. スポーツ健康課と同じ町民福祉部になるので、部内の連携等を密にした中で推進する。

(2) 特定地域再生計画策定事業について

特定地域再生計画策定事業について、担当課（政策課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

取り巻く環境は、町の将来像を「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」と掲げ、自然と調和したまちづくりを一貫して継承しているが、人口は平成23年を境に減少傾向にあり、高齢化率は全国平均より高く、町税収入は住民税・固定資産税が占めている。

少子高齢化は町税収入の減少や社会保障費の増大につながり、地域の活力の衰退も危惧されその対応は急務である。

居住環境などに関する調査、ニーズの把握、ニーズに応える暮らしをサポートする取り組み、新しいコミュニティビジネスの可能性、継続的に運営するための支援体制の実現に向けた今後の取り組みを調査した。

調査の概要は、人口動向分析、町民ニーズ調査、活動拠点発掘調査、先行的に推進する暮らしサポート事業の検討「(仮称)多世代共創おおいぞ大学」のあり方の調査・検討を行った。

人口動向は、大学への進学、就職期に転出が多い反面、子育て期の転入が多い傾向である。

人口推計は、町全体として地域差はあるが、人口は減少し高齢化は進行していく結果である。

町民ニーズ調査で、暮らしを支援するニーズでは、子育て、中高年齢層世帯ともスポーツ教室・コミュニティバスが高い。子育て世帯では、子どもの預かりや習い事、中高年齢層世帯では、高齢者の見守り・習い事や生活に関する支援のニーズが高い。サービスを提供する担い手の調査は、何らかの形でサービスの提供側に参加したい人が約半数、特に有償ボランティアや有給での参加を希望する方が多い。自分の経験や特技を生かし子育て支援や高齢者の見守り、講座の講師など身の丈にあったサービスの提供側に参加したい方が多い結果である。アンケート結果をもとに、(仮称)多世代共創おおいぞ大学のあり方の検討で、暮らしを支えるサービスのニーズと担い手が存在、ニーズと担い手をつなぐ体制(担い手の掘り起こし・育成)、活動初期の支援(活動拠点・情報発信)、先行事業によるノウハウの蓄積(事業の採算・継続)は必要である。

本調査を通じての全体像で本事業の目指すところは、住民ニーズから仕事を生み出す仕組みを創ることが目標である。目標を達成するため、地域の課題を定住促進に向けたチャンスに代え、多世代が近居で暮らしやすい新しいコミュニティを創出する。

地域のコミュニティが衰退することで、住むということや活動など様々な要因が絡み合い生活の魅力の低下を招く。そのため多世代・近居のコミュニティづくりになる。多様なニーズ受け皿として、情報発信や人材育成、マッチングなど支援を行う活動支援組織を立ち上げる。支援組織は、人材バンク的な機能など様々な機能を持つ組織で、既存の活動団体と連携協力する組織になる。活動支援組織の特徴は、空き家で多世代がマッチングし暮らしのサービスを提供し、新しいビジネスが展開される活動を支援する。まちのコミュニティ形成の中核を担うだけでなく、近隣市町をエリアに広域的な拠点制度で、補助金に頼らない自主自立に移行できる運営システムを確立し、活動を継続する。

例えば、子どもたちが様々な体験がした時、受け皿である支援組織に行き、提供する活動団体を紹介する。子塾は知識や経験を持つお年寄りが協力し、地域の空き家を活用し、多様な体験を提供する場になる。複数のサービスを提供することができることで、子育て世代にとってサービスの選択肢が増える。空き家を活動拠点とする子店、同じ空間で交流し合い新たな活動やビジネスの機会を生む子ワーキング、活動支援組織を立ち上げることと合わせ、複合的に展開する。大磯町と情報交換、連携等を図りながら進めていく。

地域の魅力を高め、住んでいる方が出て行かないようにする。大磯に来た方が地域の多様なコミュニティに触れ、地域に愛着を感じ大磯に住んでいただくことを期待する。

活動支援組織の運営主体は、やる気のある方を積極的に取り組んでいく。町の役割は、許認可や情報発信を力強く支援し、この仕組みを全国モデルとして進めていく。

平成27年度の取り組みは、調査結果をもとに活動を支援する主体の立ち上げ、子ど

もから高齢者までの多世代が得する取り組みの試行事業を進めながら、「大磯町地域再生計画」を取りまとめ、内閣府に計画の認定申請を行い、必要な体制の構築に取り組む。試行事業を行うため、地域再生事業 200 万円を予算計上している。初期の活動支援として、拠点確保のための賃貸料、組織の運営、子ワーキングを行うための備品のリース料の経費を支援する。4月に事業提案を求めた中で、活動支援組織を担う団体を公募する。地域再生事業の財源として、一般財団法人地域活性化センターの移住定住交流推進支援事業の支援制度に手を挙げていく。地方創生に向けて国・県の交付金の動向も注視し進める。

### ◎主な質疑

問. 計画や調査アンケートが主になり、実践がなかなか出来ないがどうか。

答. 来年度、空き家空き店舗を利用し、活動支援場所を確保した中で、サポートサービス事業を試行的に行っていく。モデル事業を実施し、検証と改善を繰り返しながら取り組みを進めていく。

意見. 大磯町の人口はこれから減る。事業のモデルケースを一つでも実践してほしい。

将来を見据えた中で、まちづくりはすぐに実践に移していかないと、間に合わない。

問. 特定地域再生計画策定事業は、色々な調査はしたが、実際に動き出す計画はこれからか。

答. 内閣府の特定地域再生事業費補助金の事業が終了し、平成 27 年度以降大磯町地域再生計画を策定する。

意見. 町民ワークショップで色々な意見や課題があり、こういうことが必要とあるが、相当絞りこまないといけない。

問. 計画策定の予算 200 万円は何か。

答. モデル事業を行うための事業費で、拠点のための物件費や光熱水費、運営費を計上した。

問. 地域再生計画の調査検討の 1,000 万円と関連はあるのか。

答. 調査検討結果に基づくモデル事業を実施するための予算 200 万円である。

### (3) 鳴立庵の設置、管理等に関する条例の改正について

鳴立庵の設置、管理等に関する条例の改正について、担当課（産業観光課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

鳴立庵の運営状況は、開庵日は年末年始を除く毎日オープンし、開庵時間は朝 9:00 から 16 時、入場料は大人 100 円、子ども 50 円、建物使用料は 1 日 1,000 円、半日 500 円である。運営管理体制は、受付、案内業務を観光協会に専任 2 人で委託契約を行っている。施設の維持管理業務全般は、町職員 1 名が他業務と兼務し従事している。収支の状況は、過去 5 年間では、21 年から 24 年は 80 万円台、25 年はギャラリーによる利用増加、入場者数の増で 100 万円を超える収入である。支出は、受付業務その他補修委託

等で約 800 万円台の支出である。収支としては、700 万円台の支出超過の状況である。入場者数は平成 25 年度ギャラリー、展示の活用で 1 万人弱と従来に比べ若干増えている状況である。この状況を踏まえ、今後利活用を進めていくことで条例改正を行う。改正のポイントは 2 点あり、1 点は指定管理者制度を導入できる規定も盛り込む。2 点目は、入場料、使用料の見直しを行う。

指定管理者制度は、平成 27 年 4 月から条例の改正内容が反映できるように募集を行う。入場料・使用料は準備期間において、平成 28 年 4 月から新料金に移行していく。指定管理者制度の導入は、民間の専門的な手法、情報、経験等を活用し、文化・観光拠点として本施設の有効活用を図っていく。俳諧道場の施設の特徴を生かした活性化、日本の文化伝統に根ざした各種教室や講座、ギャラリー等の活用の展開、民間事業者の企画アイデアによる入庵者へのサービスの充実などで有効活用を図っていく。指定管理者は募集要件等を定め、募集を行う。指定管理期間は、3 年から 5 年の範囲内とし、指定管理料は直近の収支状況を参考に上限を定める。運営管理体制は、現況の状況を基準とし、実施する事業運営の内容等に応じた必要な組織人員配置を定めていく。事業提案は一番重要視しているところで、第 4 の観光の核づくり拠点施設とし、文化・観光振興に資する自主事業の提案を条件とする。入場料・使用料の見直しは、入場料大人 100 円を 500 円以下で指定管理者が任意で設定できるように改正する。入場料の単価の幅を持たせることで、幅広い企業参入等を期待する。使用料は、1 日 1,000 円、半日 500 円の料金体系を、他の図書館等の和室等の料金体系と準ずる形にして、1 時間町内 300 円、町外利用 600 円の料金体系を考えている。ギャラリー、展示の場合、1 日町内の方が 2,000 円、町外の方が 4,000 円を考えている。

営利目的時の料金設定も取り入れ、収入増加に繋げていく。全体のスケジュールは、3 月議会定例会で条例改正案を提案し、4 月に指定管理者の導入に関する部分を施行し、10 月にかけて指定管理者の募集、選定事務を行っていく。平成 27 年 12 月議会に指定管理者指定の議案を提案し、平成 28 年 4 月に新たな改定料金をスタートし、指定管理者の運営を開始する。

### ◎主な質疑

問. 開庵時間の 9 時から 16 時であるが、借りやすい、使いやすい考えはどうか。

答. 原則 9 時から 16 時であるが、指定管理者が町の承認を得た中で、開庵時間を延長できる規定を、規則に盛り込んでいく。講座等を夜間開いていることで、参加しやすい環境が出来る

問. 指定管理者の募集から選定まで 7 ヶ月かかるのは、どういうことか。

答. 細かい仕様を定め募集し、プロポーザル方式で提案いただき選定するプロセスを経る。

問. 入庵料上限が 500 円になると、利用が少なくならないか。利用された方にどういう形だと利用しやすいか、具体的な意見を聞いた経緯があるか。

答. 500 円は上限で特別展などを考えている。改正前であり、話は聞いていない。

問. 建物の利用の仕方、文化的なものとして大事に使うことへの考え方はどうか。

答. 嶋立庵という文化的な施設の特徴を生かし、活用に当たっては施設を大事に使い、多くの方に良さを知ってもらえるような事業者へ委託したい。お茶室などはメンテナンスしているのを使う。

問. 建物の使用を定めるとき、しっかりした基本姿勢を持って考えていただきたいが、場所が狭いのできちんと考えてもらいたい。

答. 募集要項の中で規定を設けて、募集をする。

問. 吉田邸の完成を見込んで、嶋立庵、藤村邸など全体の観光を見て計画を立てないといけなと思うがどうか。

答. 嶋立庵の指定管理者導入を足掛かりに、他の施設との連携を図っていく。

問. 藁葺屋根の建物で普通より傷みが早いので、事業者がいるか心配だが。

答. 指定管理者の導入の目的の 1 つに、効率的な運営を意識している。事業者の努力の中で、支出抑制につながるような形にもっていけたらと思う。

#### (4) 幹線 21 号線転倒事故について

幹線 21 号線転倒事故について、担当課（建設課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

場所は、大磯町国府本郷 536 番地付近歩道である。被害状況は、平成 25 年 7 月 10 日午後 8 時ころ、被害者が町道幹線 21 号線の歩道を歩いていたところ、足を滑らせ転倒し手をつき受傷した事故である。対応方法は、過去に事例が無く、示談交渉を町が加入している全国町村会総合賠償補償保険により、弁護士に委任した。過失割合は町が 6 割、被害者が 4 割ということで示談が成立した。被害者に早急な賠償を行う必要から、専決処分に対応した。合計賠償金額は、199 万 3,506 円で治療費慰謝料等を含み、町の過失分 6 割の 119 万 6,104 円を支払った。事故後の対応は、平成 26 年度、家屋の出入り口の歩道を、アスファルト舗装に変更の工事をした。今後、それ以外の平坦な部分も、順次アスファルト舗装に変更していく。

#### ◎主な質疑

問. 道路管理を今後町として考えていく必要があると思うが。

答. 新年度に点検業務を入れて対応したい。抜本的に解決するため、平板タイルをアスファルト舗装に緊急的に危ないところの対応をする。

問. 平板ブロックは今何メートルあるのか。一部を直すよりも危ないところを直さないといけなのでは。

答. 全体的な延長は把握していない。家の出入り口は 14 箇所あり、面積は約 170 平米で、こちらの部分をアスファルト舗装に変える。間隔を空けずに対応していく。

意見：家の出入り口の切り下げ部分がアスファルト舗装になったが、L 字溝の 10 セ

ンチくらいの段差が残っているが、ここの部分を考えないといけない。平板ブロックが城山公園の中にあるが、滑りますという看板が付いている。滑りますという看板で注意喚起をしてほしい。高麗のJRをくぐる町道も、アスファルトがすり減った状態で、そこでつまずき大怪我をした方と会った。必要な点検を早くしていただきたい。

#### (5) 幹線 27 号線草刈り作業中の事故について

幹線 27 号線草刈り作業中の事故について、担当課（建設課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

場所は、幹線 27 号線小田原厚木道路インター交差点付近である。被害状況は、平成 26 年 11 月 6 日に建設課主任技術作業員がエンジン式草刈機で作業中、通行中の車両に石が飛び、車両のボディ側面に傷が付いた。被害者に早急な賠償を行う必要から、専決処分に対応した。賠償金額は、11 万 1,207 円で車両の修理代である。事故後の対応は、作業を行う時は飛散防護措置等を行い、周囲の状況に十分注意を払いながら行う。

#### ◎主な質疑

問. どのような作業工程でやったのか。一人でやっていたのか。

町. 飛散防護等はしてなく、周囲の状況を確認しながらやっていたが、注意が少し足りなかった。3 名で作業をやっていた。今後、防護措置を考えた中で作業工程を作る。

#### (6) 幹線 27 号線整備事業について

幹線 27 号線整備事業について、担当課（建設課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

旧生沢プール前の T 字の交差点で、県道相模原大磯線、幹線 27 号線の道路部分である。車両が多く渋滞するため地元から緩和の要望があり、平成 21 年度に協議を行い、県道側に右折レーンを設置する計画である。町は谷戸川に架かる西の池橋の拡幅を含む幹線 27 号線の道路整備を行う計画である。平成 23 年度に橋の拡幅を含む道路整備の設計委託を行い、平成 25 年度に仮設橋設置工事を発注した。大磯警察署と設置に当たった交通協議を予定していたが、県警本部の協議になり、協議完了までに長い期間がかかり、仮設道路の完了が平成 26 年 10 月 31 日になった。そのため、西の池橋の拡幅を含む幹線 27 号線道路整備工事が、年度内完成が出来ないため 12 月議会で繰越明許の対応をした。

幹線 27 号線の整備スケジュールは、工期の短縮を図るため、工事を細分化している。

①信号機の設置撤去工事、②西の池橋の拡幅工事、③本線部分の整備工事と仮設橋を含む迂回路の撤去工事をそれぞれ発注する。工事の流れは、信号機の設置撤去工事を行い、迂回路の仮設信号を設置する。迂回路に交通を切り替えた後、西の池橋の橋りょう拡幅

工事を行う。①信号機の設置撤去工事は1月15日に入札し、21日に契約している。②橋りょうの拡幅工事は、議会の案件工事で昨年12月25日に入札し、低入札価格調査制度の適用になり、調査の手続きを行っている。2月に仮契約を行う予定で、本契約は3月議会で審議協議後を予定している。③道路整備工事は、工事発注に向けて設計積算を行い、3月中旬ころ契約できるように進めている。当初工期を3月31日としているが、国の交付金を活用している事業で、国の繰越手続を行い7月末まで工事工期を延伸する計画である。幹線27号線整備事業の社会資本整備総合交付金の活用は、国の交付金事業である。橋の拡幅幅は、上流下流約8mの拡幅を予定している。当初計画より橋の幅が狭くなり、荷重がかからなくなった。そのため再計算をした結果、コマ基礎に方法を変更して、かなりの減額が生じた。その減額は、国の交付金を予定していたので、生沢月京1号線整備事業における公社用地の買い替えに交付金を充て、有効活用する。3月議会で補正対応する。

#### ◎主な質疑

問. 3月議会で工事契約が提出されるのか。

答. 橋りょう拡幅工事の請負契約と、交付金の活用で不動川の生沢月京1号線の買い替えが、補正予算で出す。

問. 県の負担はあるのか。

答. 県道相模原大磯線の拡幅工事は用地を含め県が、西の池橋の拡幅から新幹線ガード下までは町の負担である。

問. 県道を拡幅しても、町道はそのままで良かったのでは。

答. 県道の右折レーン設置工事で、交差点改良工事になる。道路管理者が協議し、県道は神奈川県、町道は大磯町で交差点改良工事を行う。

問. 8,100万円で都市開発公社から買い替えし、整備するのか。

答. 今回買い替えをする箇所は舗装されているが、排水施設を川の反対側に整備するため、予算措置して整備する。

問. 赤いところが切れているが、用地取得できないのか。

答. 県と複数回用地交渉をしたが、条件面で話が途切れている。今後鋭意努力する。

問. 民有地で舗装していないのは仕方がないが、段差は埋めないと危ないが。

答. 三角形で切れているところは、以前から色々話をしている経過もあるが、理解が得られなく今に至っている。今後積極的に交渉していく。

問. 見た目は道路で、危なく無いように土を入れさせてくれと交渉してほしいがどうか。

答. 交渉していく。

問. 三角のところを通らないで通行できるのか。危険があるのが分かるような看板設置は可能か。

答. 極力危なくない形で、整備する。看板については、設置場所等を考慮し対応を考



えていく。

(7) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。

---

---